

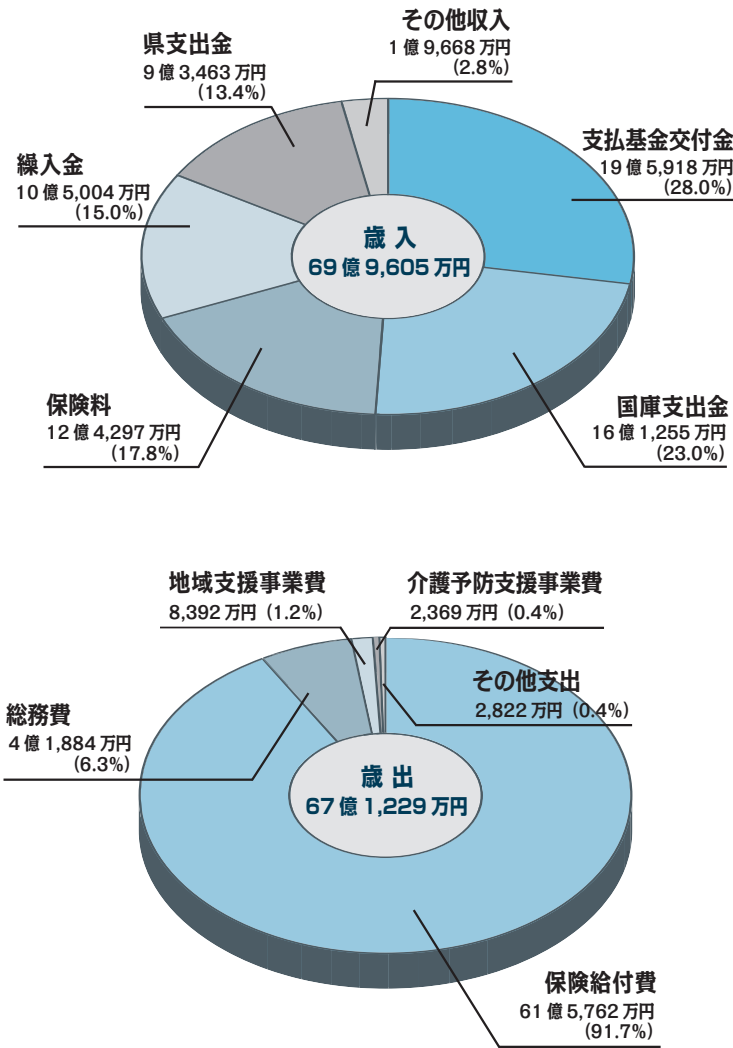
介護保険

お知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていこうというものです。介護保険制度の運営は、40歳以上の方が納める保険料と国・県・市の負担金などの公費でまかなわれています。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。65歳以上の人（第1号被保険者）は受給中の年金から特別徴収（天引き）するか、市から送付する納付書で個別に納めます。（詳しくは次頁の「保険料の納め方」をご覧ください）

介護保険事業特別会計”平成19年度決算見込み“



※収支差額 2億 8,376万円は、国・県負担金の超過交付額返還金や介護保険給付費準備基金の積立金として、翌年度予算に繰り越されます。

所得段階	区分	保険料額	
1段階	生活保護受給者、世帯全員が非課税で本人が老齢福祉年金受給者	24,000円	
2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入などが80万円以下の方	24,000円	
3段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入などが80万円超の方	36,000円	
4段階	同じ世帯に住民税課税者がいて、本人が住民税非課税の方 (※本人が無収入の場合でも同一世帯の方に住民税課税の方がいる場合は4段階として算定されます。)	48,000円	
	緩和される場合	税制改正により第1段階から上昇した方	39,840円
		税制改正により第2段階から上昇した方	39,840円
5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	税制改正により第3段階から上昇した方	43,680円
		税制改正により第1段階から上昇した方	48,000円
		税制改正により第2段階から上昇した方	48,000円
		税制改正により第3段階から上昇した方	51,840円
6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	72,000円	

※年金収入など・・・合計所得金額と課税年金収入を合わせたものをいいます。
 ※緩和措置される場合・・・税制改正（住民税における高齢者非課税枠の廃止）で本人や同じ世帯の方が住民税課税となるために保険料の段階が上がる場合は、緩和措置を行っています。

伊賀市の介護保険料は、7月に本算定（確定賦課）を行い、その算定結果に基づいて、7月下旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。

今回お届けする通知書の保険料額は、平成19年中の所得に基づいた平成20年度の住民税の課税状況を基に左表の保険料段階で算定したものです。

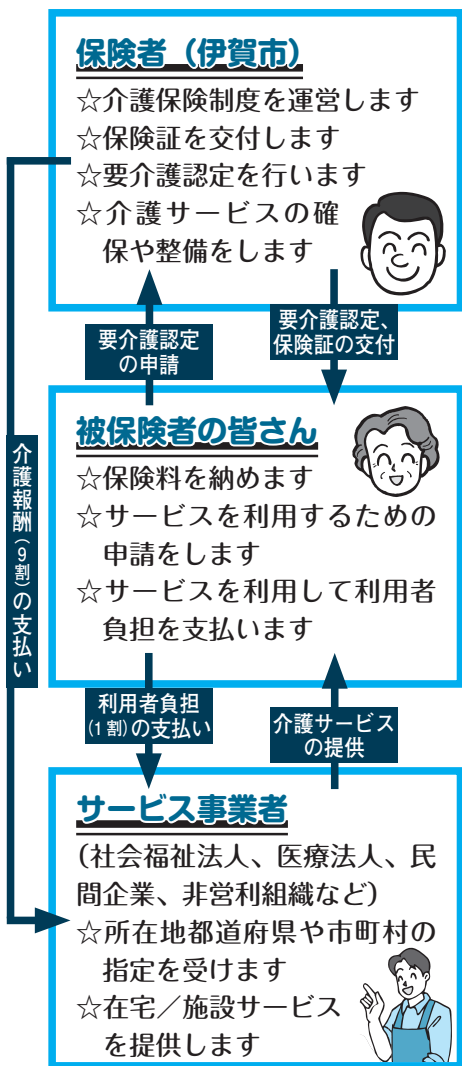
介護保険料納入通知書発送

市内の要支援・要介護認定者数は、平均すると年々1.08%ずつ増えて、平成20年3月末現在の1号被保険者(65歳以上)の認定者数内訳は右表のとおりで、対前年比で1.04%増となっています。一方、給付費は平均すると年々1.09%ずつ増えて、平成19年度見込みについては対前年度比で1.05%増となる予定で、サービス体系別の内訳は右表(下)のようになっています。

介護保険制度のしくみ

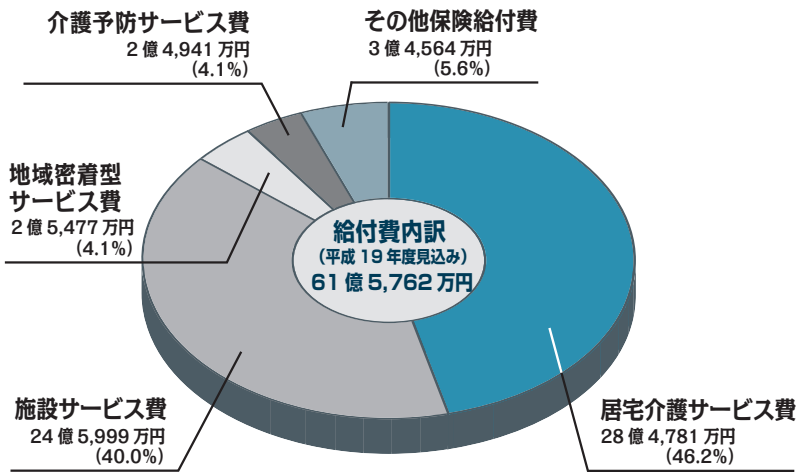
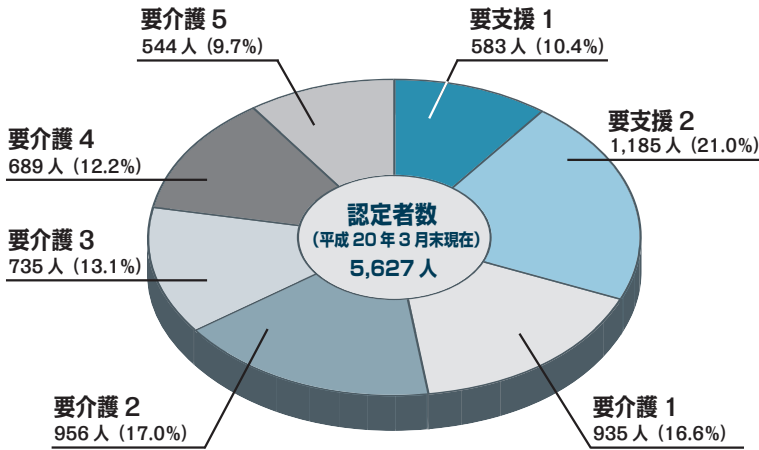
40歳以上の皆さんが納める保険料などを財源として、介護が必要となったときには、介護サービスを利用できるしくみです。

介護サービスを利用するためには、要支援または要介護認定が必要です。また、認定を受けるためには、申請が必要です。



【問い合わせ】 本庁介護保険課

☎ 26-3939 (介護認定関係) ☎ 26-3940 (介護保険料関係)



① 特別徴収の場合
 年齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円(月額1万5千円)以上の方は、年金から保険料を天引きしますので被保険者の方が改めて納付の手続きをする必要はありません。

② 普通徴収の場合
 特別徴収の対象とならない人は市から送付する納付書もしくは(口座振替)で納めます。
 ※特別徴収の対象とならない人
 ・年齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円(月額1万5千円)未満

納付書で納める方へ
 保険料は各納付書に記載の納期限内に納付してください。また、口座振替の手続きをしないと納め忘れもありません。
 ※口座振替の依頼用紙は市内の各金融機関窓口にごさいます。

満年の人
 ・年金の年額が18万円以上で次に該当する人
 ・年度途中で65歳に到達し、第1号被保険者となった人
 ・年度途中で他市町村から転入し、被保険者となった人
 ・年度当初4月1日の時点で年金を受けていなかった人
 ・高齢福祉年金を受給している人

市の要支援・要介護認定者数とサービス体系別給付費内訳

保険料の納め方